

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の
形成の推進に関する条例 逐条解説

令和6年1月1日施行

千葉県総合企画部多様性社会推進課

前文

- ① 私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されている。
- ② 全ての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある。
- ③ 現在、人口の減少やグローバル化の進展、技術の革新など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要となる。
- ④ 加えて、いま千葉県は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の県内開催や、成田国際空港の更なる機能強化、道路ネットワークの整備進展など、多様性を生かせる舞台が整い、活力及び創造性を一層向上させる好機を迎えている。
- ⑤ 私たちは、この機を捉え、多様性が尊重され、誰もが活躍することができる千葉県づくりを進めていくことを決意し、ここに千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例を制定する。

※各文頭の数字は本解説の便宜上記載したもので、条例に記載はありません。

1 趣旨

前文は、千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（以下「本条例」という。）の趣旨や理念、制定の背景を述べたもので、条例各条項の解釈の指針となるものである。

本条例は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に関する理念を定める条例であり、前文を置くことで条例制定の意義を明らかにし、もって、県や県民、事業者の、本条例に関する理解を深めようとするものである。

2 解説

(1) ①について

①は、私たちの社会が、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など「様々な違い」がある人々で構成されていることを述べている。

人々の違いには、人種や民族、信条、学歴、職業、価値観、ライフスタイルなど様々なものが存在しており、①に記載している違いについては、県の主な施策対象として総合計画で扱われていることや、他県の条例や方針でも採用されていること等から、本条例制定時点において、社会に広く定着しているものを例示したものである。

(2) ②について

②は、多様性を尊重することの重要性を人々が理解し、互いに認め合い、連携・協力することで、様々な違いのある人々が影響を及ぼし合う「相互作用」や、あらゆる立場の人々の意見が表に出てくることで新たな発想が生まれたり、違った個性や能力を持つ一人ひとりが影響し合い、個人では成しえなかった効果が生み出されたりする「相乗効果」により、社会の活力や創造性が高まるという、本条例の基本理念・認識を述べたものである。

また、「あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある」は、人権への配慮が必要なことを明らかにするとともに、誰もが社会に参加し、それぞれの違いに応じた機会を得て、希望や意欲に応じて活躍することができる社会をつくる必要があることを述べている。

○「相乗」、「相乗効果」

「相乗」とは、複数の要因が重なり掛け合わせたほどの大きさになることを指し、「相乗効果」とは、複数の要因が重なって、それら個々がもたらす和以上の効果を生じることを指す。

(3) ③について

③は、人口の減少や、グローバル化の進展、技術の革新など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生している現代社会全体の情勢について概観し、こうした変化に的確に対応していくためには、②で示した認識に基づき、多様性がもたらす活力や創造性が重要であることを述べている。

(4) ④について

④は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の県内開催により、国籍や文化的背景などの違いを乗り越えてフェアに競い合う姿や、パラアスリート等の活躍する姿に触れ、多様性を尊重することの意義についての認識が高まっていることや、成田国際空港の更なる機能強化や道路ネットワークの整備進展等により、外国人の往来や交流人口の増加など、ヒトやモノの流れが一層活発化することが見込まれているなど、多様性を生かせる舞台が整い、活力や創造性を一層向上させる好機を迎えているという、千葉県特有の状況を述べている。

(5) ⑤について

⑤は、③の社会情勢や、④の本県が置かれた状況を踏まえ、②で整理した認識の下、多様性が尊重され、誰もが活躍することができる千葉県づくりを進めていくという

決意を述べている。

<参考>社会環境の変化と、多様性がもたらす活力や創造性の向上との関係

・「人口の減少」

あらゆる人々の社会参加が進むことや、新たな視点や発想を取り入れることによる効率化により、人口減少社会における担い手不足の解消等に寄与することが期待できると考えている。

・「グローバル化の進展」

本県において増加傾向にある外国人等が活躍できる環境を整えることが、社会の活力につながると考えている。

・「技術の革新」

技術革新等の新しい潮流を取り込みながら、成長を続けていくためには、同質性の高い組織ではなく、包摂性や多様性のある組織が求められると考えている。

(目的)

第1条

この条例は、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会（以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。）の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを目的とする。

1 趣旨

本条は、本条例に定める内容を概観した上で、その目的を規定したものである。

まず、本条例に定める内容の概観として①多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成について基本理念を定めること、②県の責務と県民等（県民及び事業者）の役割を明らかにすること、③県民等の理解を深めるための措置を講ずることを述べ、次に本条例の目的として、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを述べている。

なお、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現は、元来、行政として求められてきたことであり、千葉県総合計画（令和4年3月）においても重点的な施策・取組として「共生社会の実現」を位置づけ、これに基づいた取組はこれまでも行われているところであるが、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現に向け、条例という形で明確に表明することで、県民や事業者と広く基本理念が共有され、自主的・自発的な取組が期待できるとともに、県行政のあらゆる分野で将来にわたり取り組むことを担保しようとするものである。

2 解説

○「様々な違い」

人々の間にある、あらゆる違いを指している。人々の違いは、前述のとおり前文に列挙した違いに限られるものではなく、また本条例制定後においても時代の変遷によって新たな違いが顕在化・発生するため、本条では具体的な違いについては記載していない。

なお、前文では制定時における背景や認識を述べており、具体例を記載した。

○「参加」

役割や、主体性の有無に関わらず、他者と接点を持つことや、行事や団体に加わることなど、社会との関わり合いを持つことを表している。

○「その人らしく活躍」

「その人らしく活躍」とは、全ての人がその人の希望や意欲に応じて、自己実現を

図ることができることであり、経済的・社会的価値を生み出すことに限らず、就労、学び直しや生涯学習、地域における活動、家事など、あらゆる形態の活動やあり方を含んでいる。

○「県民等」

第5条及び第6条の「県民及び事業者」を総称したものである。

○「総合的に」

県（行政）だけではなく、県民や事業者も社会の形成の推進に取り組むことを述べている。

(基本理念)

第2条

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次の各号に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

- 一 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会
- 二 男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会
- 三 障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を發揮して活躍している社会
- 四 国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会

1 趣旨

(1) 柱書

本条柱書は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成をどのような認識の下で各号に掲げる社会の実現を目指すのかという、本条例の基本理念を述べたものである。

多様性を尊重することは、人々の人権が尊重され個性や能力を發揮できる環境づくりにつながるものであることに加えて、社会の活力や創造性の向上に相乗的に効果を発揮するものであるという認識の下で、各号に掲げる誰もがその人らしく活躍している社会を目指すことを述べている。

(2) 各号

ア 人々の間にある様々な違いごとに、具体的に目指す社会の姿を述べている。このことにより、県の施策の方向性を明らかにするとともに、県が実現を目指す多様性が尊重され誰もが活躍できる社会について、認識を共有するための一助にしようとするものである。

イ 様々な違いのうち、前文に列挙した「年齢、性別、障害の有無」について、第1号～第3号で具体的に目指す社会の姿を述べるとともに、これら以外の様々な違いについても、第4号「その他の様々な違いにかかわらず」と規定し、それらが

尊重され誰もがその人らしく活躍できる社会の姿を述べている。なお、「国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認」は、「その他の様々な違い」の例示として挙げたものである。

2 解説

(1) 柱書

ア 構成

「人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合う」とは、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会における人々のあり方を述べたものであり、「社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮する」とは、これにより社会へ波及する効果について述べたものである。

イ 文言の説明

○「人々が様々な違いを尊重」

人々の間には様々な違いがあることを認識し理解した上で、その違いによって他者を否定せず、対等な立場で互いに認め合うことを表している。なお、人々は県民だけではなく千葉県を訪れた者も含むため「県民」とはしていない。

○「互いに関わり合い」

人々が対話等のコミュニケーションを通して、互いに関係し、連携・協力することを述べている。例えば、職場の同僚として働くことや、地域において自治会活動を共にすること、学びやボランティア活動を共に行うことなどが挙げられる。

○「影響を及ぼし合う」

互いを尊重した上での前述のような関わり合いを通して、自分とは「違い」がある者とのコミュニケーションにより、新たな気づきを得たり、考えが深まったり、対話を通じて新たなアイデア・発想が生まれたりすることについて述べている。

○「社会の活力（の向上）」

人口減少などで社会環境が変化している中においても、互いを尊重し、周囲の理解を得られやすくなることで、それまでよりも多くの人が活動に参加したり、またある人が幅広い分野の活動に参加したりするようになるなど、活動が活発化することを表している。

なお、ここで活発化する活動は、経済活動、文化活動、ボランティア活動など、あらゆる活動を指している。

○「(社会の) 創造性の向上」

人々が互いに関わり合い影響を及ぼし合うことで、これまでにないアイデアや革新的な取組、個人ではなし得なかった結果に結びつくことが期待できることを

表している。

○「相乗的に効果を発揮」

特性の異なるグループが個々に活動を行った場合に、それぞれ1ずつの成果を出したとすると社会全体の成果は2となるが、両者が合わさって一つのグループとして活動を行った場合に、刺激し合うことで活動量が増加することや、新たな気づきや視点、アイデアが生まれて、これまでにない成果が生み出されることにより、社会全体にもたらされる成果は2ではなく、3にも4にもなるという考え方を表している。

(2) 各号

ア 第1号について

(ア) 趣旨

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成のためには、年齢にかかわらず、誰もが活躍できる社会の実現が必要であり、本号では、これを目指す社会の一つとして規定している。

これは、高齢者のみならずすべての年代が生涯にわたって、役割や生きがいを持って暮らすことができる「生涯現役社会」の実現を目指すとともに、年齢にかかわらず、一人ひとりの希望や意欲に応じた、画一的でない多様な働き方や学び直しなどを実現できる社会を形成していく趣旨である。

(イ) 文言の説明

○「年齢にかかわらず」

子どもを含む、全ての年代の人を指している。

○「誰もが、希望や意欲に応じて」

「活動」には多様な形態があり、どのような形態の活動を行うかについては、個人の主体的な選択によるものであることを述べている。

○「就業」

企業等での就労のほか、兼業・副業、自営業や、在宅ワーク、ワーケーションなど、様々な就業方法や働き方を含むものである。

○「学び」

学校等での学習だけではなく、あらゆる機会に、あらゆる場所で行われる学習を指しており、社会人の学び直しや、生涯学習なども含むものである。

○「地域における活動」

自治会活動や、ボランティア活動などを指している。

○「その他の様々な活動」

上記に含まれない活動を指し、家事も含まれる。

○「生涯にわたって、生きがいを持って活躍している」

個人の年齢は時の経過により変わるものであるが、いくつであっても生きがいを持って社会の中で活躍していること、また人生を「教育、仕事、老後」という単線型で設計するのではなく、いずれの年代・人生ステージにおいても、様々な働き方、学び方、生き方を選び、固定観念にとらわれることなく希望や意欲に応じて活躍していることを述べている。

イ 第2号について

(ア) 趣旨

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成のためには、男女のいずれもが活躍できる社会の実現が必要であり、本号では、これを目指す社会の一つとして規定している。

これは、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念を踏まえたものであり、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる「男女共同参画社会」の実現を目指すこととしている「第5次千葉県男女共同参画計画」と同様の趣旨である。

(イ) 文言の説明

○「男女のいずれもが」

男性のみ、女性のみではなく、男女のいずれもが、参画し、共に活躍できる社会の実現を目指すこと述べている。

○「性別を理由とする不利益を受けることなく」

男性、女性、いずれの性も、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に捕らわれること等により、男女という性別によって自分自身や他者の自由な選択を阻害することなく、個人の能力に応じて等しく参画の機会が確保されることを述べている。

○「社会の対等な構成員として」(※)

男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係をもっているということを示している。(※)

○「自らの意思によって」(※)

「活動に参画する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要、強制されるものではないことを述べたものである。

○「社会のあらゆる分野」(※)

職域、学校、地域、家庭などのあらゆる分野のことであり、専業主婦の家事等も含まれる。

○「参画」(※)

単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程へ加わるという意味である。

○「活動に参画し、共に活躍している」

男女という性別によって、社会のあらゆる分野における活動の範囲、内容に違いが生じることなく、男女が社会の対等な構成員として、共に、希望や意欲に応じて活躍していることである。

(※) 男女共同参画社会基本法第2条と同様の意味で使用しているもの

ウ 第3号について

(ア) 趣旨

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成のためには、障害の有無にかかわらず、誰もが活躍できる社会の実現が必要であり、本号では、これを目指す社会の一つとして規定している。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」では、前文において、「障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である」と定めており、本県の障害者施策において、恒久的に目指す社会像であるため、本号においても内容を踏襲している。

なお、同条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について定めたものであるのに対し、本条例は、障害のある人を含むあらゆる人々が差別を受けることがないことを前提として、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成について定めたものである。

(イ) 文言の説明

○「互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし」

一人ひとりが、他者の様々な状況や状態を受け入れ、認め合い、障害のある人もない人も、共に支え合う存在として、誰もがその人らしく地域で暮らすことを表している。

○「個性と能力を発揮して活躍している」

就労に限らず、地域における活動のほか、スポーツ、文化芸術活動など、あらゆる分野において、本人の希望や意欲に応じて、それぞれの特性や持っている力を生かした活動を指している。

エ 第4号について

(ア) 趣旨

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成のためには、第1号～3号で規定したもの以外の違いについても、その違いにかかわらず、誰もが活躍できる社

会を実現する必要があるため、本号では、「その他の様々な違い」として、目指す社会の姿を規定している。

なお、本号では、前文で掲げた「国籍及び文化的背景」、「性的指向及び性自認」※を「その他の様々な違い」の具体例として挙げている。

※「国籍及び文化的背景」に関しては、日本語以外の多様な言語、文化、習慣等を有する人々は、日本語によるコミュニケーション力や社会制度に関する知識の不足等によって、地域社会の中で孤立したり、日常生活に困難を抱えたりすることがあり、今後も成田国際空港の更なる機能強化や道路ネットワークの整備進展などを控える本県では、日本国籍以外の人や日本以外に文化的ルーツを持つ人等の増加が見込まれることから、こうした人々が安心して暮らし働き、活躍できる環境づくりが求められている。

また、「性的指向及び性自認」に関しては、不快な発言や暴力行為等により不安や苦しみなどを感じた経験のある方が存在しており、こうした方の生きづらさを解消し、自分らしく安心して暮らし、活躍することができる環境づくりが求められている。

(イ) 文言の説明

○「国籍」

「文化的背景」と併せ、国籍の違いや、同じ国籍でも異なる国にルーツがある人々の間にある違いについて表している。なお、「国籍」の文言は、出入国管理及び難民認定法の第2条第2号の「外国人」の定義である「日本の国籍を有しない者」によるものである。

○「文化的背景」

同じ国籍（例えば日本国籍）であっても、異なる国にルーツがある人との間にある違いについて、国籍に併せて規定したものである。

例えば教育現場において、日本国籍ではあるが国際結婚の家庭で育っているため、日本語の指導が必要な児童生徒へ指導する際の視点として、「文化的背景」を踏まえる場合などが想定される。

なお、国籍の意味を補完するという関係性を示すため、「国籍及び」の後につなげている。

○「性的指向及び性自認」

「性的指向」については、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条第1項の定義（「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」）と同義である。

「性自認」は、同法第2条第2項に規定する「ジェンダーアイデンティティ」（「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」）の日本語訳であり同義であるが、①他県の条例でも使われるなど定着した表現であり、また②千葉県は既に総合計画等で「性自認」の語を使っていることから、本条例では「性自認」としたものである。

「性的指向」と「性自認」は別の概念ではあるが、どちらも性のあり方の一側面であるという点では同じであることから、両者を「及び」で並列して用いることとしている。

○「その他の様々な違い」

第1号～第3号に記載した違い以外にも、一人ひとりに存在する（本条例制定後に顕在化するものや、新たに発生するものを含む）違いを述べている。

○「全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している」

誰もが、その人らしく生き、暮らし、活躍するためには、まずは県民や事業者が人々の間にある様々な違いを理解したうえで、互いを尊重することが重要であるという、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会を目指す普遍的な姿を述べたものである。

<参考> 「性別」と「性的指向及び性自認」

本条は、第2号に男女共同参画社会（男女のいずれもが活躍できる社会）の実現について規定し、第4号に性的指向及び性自認を、様々な違いの一つとして規定している。

なお、国の「第5次男女共同参画基本計画」では、「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。」としており、性的指向及び性自認を年齢や国籍と同じく、男女以外の違いの一つとして挙げており、これは千葉県の男女共同参画計画においても同様である。

(県の責務)

第3条

県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

1 趣旨

本条は、県の責務についての規定である。

2 解説

県の責務として、本条例の基本理念を、特定の分野に限らず施策を検討する際の基本的な視点とし、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を実施することを述べている。

なお、個々の施策に理念をどの程度反映するかは、施策の性質等を踏まえて検討していくことになる。

○「総合的に策定し、及び実施する」

県の各機関が相互に連携し、部局横断的な視点を含めて調整しながら施策を策定し、実施することを述べている。

<参考> 「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成」と「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進」の違いについて

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、社会を構成するもの全体で取り組むことで成し遂げられるものであり、行政による施策は社会の「形成」そのものではなく、「形成」を「促進」するものである。

このため、あらゆる主体で取り組んでいくための基本理念等の規定においては、「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成」とするが、行政の行う施策に関する県の責務規定等については、「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進」としている。

(県と市町村との連携)

第4条

県は、市町村がその地域の特性に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するよう努めるものとする。

1 趣旨

本条は、県と市町村との連携についての規定である。

2 解説

本条例の基本理念を広く共有していく上では、県民に最も近い行政体である市町村と連携していくことが効果的である。

そのため、市町村が、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を行うに際しては、県が市町村と連携するよう努めることを規定したものである。

○「その地域の特性に応じて」

目指す目標は同じだが地域によって施策を行うアプローチが異なること（例えば、外国人比率が高いので、外国人向けの施策を優先的に行う等）があり得ることを確認的に示している。

○「連携」

例えば、多様性の尊重や、男女共同参画等の啓発イベントや講演会などの開催にあたり、共催や講師の紹介などの連携が考えられる。なお、必ずしも県が先導するものとは限られないため、「支援」とはしていない。

(県民等の役割)

第5条

県民及び事業者は、基本理念にのっとり、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

1 趣旨

本条は、県民及び事業者[※]の役割についての規定である。

2 解説

本条は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成には、県とともに県民及び事業者の果たす役割が大きいことから、努力義務を規定したものであり、県民及び事業者には県の施策へ協力するだけでなく、その意義や重要性を理解し、自分事として行動することが期待される。

○ 「個々の立場、特性その他の事情に応じて」

人々の立場や特性等は、それぞれ異なることから、一人ひとりが可能な範囲で、社会の形成に寄与するよう努めることを述べている。

※国、県、市町村は、「事業者」には含まれない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第6条

県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、県が行う、基本理念に関する普及・啓発についての規定である。

2 解説

多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成のためには、県のみならず、県民、事業者が理念を共有し、取組を進めることが重要であるため、県が本条例の基本理念について、広く県全体に共有するための取組を行うことを明らかにしたものである。

(財政上の措置)

第7条

県は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、基本理念を踏まえた施策の実施について、必要な財政上の措置を行うことを定めた規定である。

2 解説

第3条で、県に対して県行政のあらゆる分野における基本理念にのっとりた施策の策定及び実施を責務として定めており、財政状況や施策の必要性等を勘案した上で、財政的な措置を行うことを明らかにしたものである。